

診 断 書（保健手当用）

| | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|------|----------|----------------|------------------|--------------------------------------|-------------------|-----|-----|--|
| 氏 名 | | | | | 明治 大正 昭和 | 年 | 月 | 日生 | 男・女 | |
| 居 住 地 | | | | | | | | | | |
| 障害の原因となった負傷又は 疾病の名称 | | | | | | | | | | |
| 上記の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の 影響によるものでないことが明らか である場合はその旨の意見 | | | | | | | | | | |
| ※1 身体上の 障害の 状態 | 視 力 | 右（ ） | ※2 聴力 | 聴力損失 （旧規格） | 右 デシベル 左 デシベル | 体 幹 機 能 障 害 | | | | |
| | | 左（ ） | | 聴力レベル （新規格） | 右 デシベル 左 デシベル | | その他の運 動機能障害 | | | |
| | 平 衡 機 能 障 害 | | | 内 部 障 害 | | | | | | |
| | 音 声 言 語 機 能 障 害 | | | | | | | | | |
| | 上 肢 の 状 態 | | | | | | | | | |
| | 手 指 の 状 態 | | | | | | 頭部、 顔面等 の醜状 | 部 位 | | |
| 下 肢 の 状 態 | | | | | | 状 態 | | | | |
| ※3 上記の障害の状態が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 施行規則別表第1に定める程度の身体上の障害であるかどうかについ ての意見 | | | | | | 1 別表第1第（ ）号 に該当する 2 別表第1に該当しない | | | | |
| 上記の障害が固定しているかどうかについての意見 | | | | | | 1 固定している 2 固定していない | | | | |
| 以上のとおり、診断します。 年 月 日 | | | | | | 医療機関の名称 所 在 地 医 師 氏 名 | | | | |

記入上の注意

- ※1 欄は、障害の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。
- 昭和57年8月14日改正前の J I S 規格又はこれに準ずる標準オーディオメータで測定した場合のデシベル値は※2の聴力損失（旧規格）の欄に記入し、同日改正後の J I S 規格又はこれに準ずる標準オーディオメータで測定した場合のデシベル値は※2の聴力レベル（新規格）の欄に記入してください。
なお、オーディオメータによる測定値が聴力レベルで表される場合には、製品に必ず聴力レベルであることを表示が行われているので確認してください。
- ※3の欄の別表第1については、裏面を参照してください。
なお、この欄は、1又は2のいずれかに○印を付けてください。

(裏 面)

別表第 1

- 1 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
- 2 両耳の聴力損失が 80 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 音声又は言語機能を喪失したもの
- 5 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢のすべての指を欠くもの
- 9 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 10 両下肢をショパー関節以上で欠くもの
- 11 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 12 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
- 13 一下肢の機能を全廃したもの
- 14 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 身体の機能の障害又は病状が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
- 17 頭部、顔面等に日常生活を営むのに著しい制限を受ける程度の醜状を残すもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。